

自動車留置料、自動車回送料、積卸料、
接続料ならびに貨物運賃料金取扱上生
ずる過剰金等

上記の分類にしたがって国鉄における貨物収入(純収入)を示
せば前ページの表のとおりである。

国鉄貨物収入設備別構成割合表

昭和 年度	鉄道貨物収入	船舶貨物収入	自動車貨物収入	計
11	976	23	1	1,000
15	969	29	2	1,000
20	957	19	24	1,000
25	950	37	13	1,000
29	956	37	7	1,000
30	958	35	7	1,000

つぎに貨物収入を各級別にわけ考察すると、その多くが車扱
によって占められていることが次表によって明らかである。

各級別貨物収入表 (昭和30年度)

車 扱	ト ン 扱	小 口 扱	急行小口扱	雑 収	計
千円 99,744,455 (870)	千円 333,560 (3)	千円 5,587,595 (49)	千円 7,660,065 (67)	千円 1,313,116 (11)	千円 114,638,791 (1,000)

かつこの数字は割合をしめす。

なお旅客収入と貨物収入との関係を見ると、一般的に鉄道創
業の初期にあっては旅客収入が貨物収入を常に上回っているが、
鉄道の普及発達と産業の進展・資源の開発とによって次第にそ
の地位を変じ、ついに貨物収入が 旅客収入対貨物収入割合
旅客収入を上回るにいたるのが通
常の形である。欧米諸国における
鉄道が明らかにこのことを証明し
ている。

ところがわが国の場合は特異の
形を示し、貨物収入が旅客収入を
上回ったということは大正4~6
年(第1次欧州大戦中)にその例を
みるのみである。(小川和夫)

昭和 年度	旅客収入	貨物収入
11	100	80
15	100	64
20	100	19
25	100	89
29	100	87
30	100	89

かもつしよりょうきん 貨物諸料金 貨物運送に関連して行
われる業務、あるいは器具・場所等の使用に対し収受する料金
で国鉄における種別にはつぎのものがある。

1 貨物保管料 着駅において貨主に引渡前の貨物を、貨主
が一定期間をこえても引渡しをうけない場合、その保管に対し
収受する料金で料金率はつぎのとおりである。

- (1) 宅扱・小口扱 100kg 24時間までごとに40円
(2) 車 扱 1t 6時間までごとに50円

2 貨物留置料 発駅において貨主から貨物の引渡しをうけ
る前、または着駅において貨主に貨物を引渡したのち、貨主が
一定期間をこえて駅構内に貨物を留置したとき収受する料金で、
その料金率は貨物保管料の $\frac{1}{2}$ となっている。

3 貨車留置料 積卸貨主負担貨物の積卸遅滞を防止し、貨
車の運用効率の促進を期するため、貨主が一定期間をこえて貨
車を留置させた場合収受する料金で、その料金率は1t 6時間ま
でごとに70円である。ただし私有貨車はこの $\frac{1}{2}$ となっている。

4 自動車留置料 積卸貨主負担貨物の積卸遅滞に対し、貨
車留置料と同様の趣旨で収受する料金で、その料金率は1車30
分までごとに160円である。

5 自動車回送料 自動車線において貨物運送のため自動車
を回送したのち、貨主が自己の責に帰すべき事由で託送取消の
指図をした場合、回送に要した費用として収受する料金で、そ

の料金率は1車1kmにつき70円である。

6 積卸料 積卸貨主負担貨物を鉄道が貨主にかわって積
込または取卸した場合収受する料金で、その料金率は積込取
卸し各1tまでごとに40円となっている。

7 橋はかり使用料 貨主が鉄道で設備している橋はかりを
使用するについて収受する料金で、その料金率は1口1回につ
き400円である。

8 指図手数料 荷送人または証券所持人が自己の貨物に対
し指図した場合に収受する料金で、その料金率は託送取消と託
送取消以外の指図に大別され、指図に対する取扱内容にしたが
い定められている。

9 付添人料 荷送人の要求により荷送人が貨物の看守・保
護等のため付添人を付けた場合収受する料金で、その料金率は
運賃計算キロ程500kmまでは1kmにつき1円50銭、501~
1,000kmは1円、1,001km以上は50銭となっている。

10 引渡証明料 貨主が発駅または着駅に対し貨物を荷受人
に引渡した事実の証明を請求した場合、この引渡証明に対し収
受する料金で、その料金率は1口1通につき90円となっている。

11 膳本料 荷送人が貨物運送状または貨物通知書の膳本
の請求をした場合、膳本の交付に対し収受する料金で、その料
金率は1通につき30円となっている。

12 証券手数料 荷送人に対し貨物引換証または船荷証券を
交付した場合収受する料金で、その料金率は1通につき70円と
なっている。

13 要償額表示料 荷送人が貨物に対し要償額の表示をする
場合収受する料金で、その料金率はつぎのとおりである。

- (1) 貴重品 表示額1,000円までごとに1円 (2) 動物 同
3円 (3) その他 同50銭

14 自動車集貨料・自動車配達料 自動車線に発着する車扱
貨物に対し、貨主の要求により集貨または配達した場合収受す
る料金で、その料金率はそれぞれ1tまでごとに50円となっ
ている。

15 接 続 料 自動車線、非直通線または連絡会社航路にま
たがり運送する貨物については、接続駅において貨物の積換を
するがこの積換に対し収受する料金で、その料金率は一般的に
は1tまでごとに100円であるが、社連絡航路については別額が
定められているものがある。なおこの料金は一般に積換料と呼
ばれることもある。

16 再配達料 荷受人の不在その他貨主の責となる事由によ
り、配達持ちもどりの宅扱貨物を、荷送人の指図によりふたたび
配達する場合収受する料金で、その料金率は30kgまで30円、
以上10kgを増すごとに7円である。なおこの料金は荷送人の
指図ばかりでなく、荷受人の請求により再配達する場合も収受
する。

17 積卸機使用料 貨物積卸しのため貨主が駅設備の積卸機
を使用する場合収受する料金で、その料金は各積卸機について
個々に定められたものを駅に掲示している。(重森直樹)

かもつせきさいげんかい 貨物積載限界 貨車に貨物を積
載できる重量および容積の最高限度。

鉄道は貨物の運送を引受けた場合は、これを着駅まで安全に
届けなければならないから、貨車に積載する貨物は重量におい
てはその貨車の構造上、堪えることができる限度以内でなければ
ならず、また容積においては線路に付帯する諸施設を損傷し
ないことが必要である。この限度をこえて貨物を積載すると、
安全な輸送ができないばかりでなく、万一事故が発生した場合
は鉄道自体が損害をこうむり、一方一般貨客に対しても多大の